

医療法人 永光会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員が仕事と家庭を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮し、活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内において、女性職員の育児休業取得率 100%を維持するとともに、男性職員については、1名以上の育児休業取得を目指す。

<対策>

令和8年6月～

- ・育児休業取得促進のための配布文書を作成する。また、入職時における周知や対象者への育児休業取得の意向を確認するとともに、所属長を中心とした職場内バックアップ体制を維持していく。
- ・両立支援制度等について改めて周知を図るとともに、男性職員が制度を理解し利用しやすい環境を整備する。

目標2：計画期間内に、以下の時間外労働時間の削減を目指す。

- ・フルタイム職員1人当たりの月平均所定外労働時間を0.5時間未満とする。

<対策>

令和8年6月～

- ・所定外労働時間に関する実態調査を実施する。

令和8年8月～

- ・所定外労働時間の削減に向けた取組を検討し、実施する。

本行動計画を通じ、職員全体が働きやすい環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。